

平塚市中小企業 制度融資のしおり

平塚市では、市内中小企業者等の経営の安定と振興を図るための制度融資を行っています。
 (市が一定の資金を取扱金融機関に預け、金融機関はこれに自己資金を加えて、市の定めた条件により低利での融資を行うものです。)

制度融資をご利用いただける方

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 中小企業者^{※1}・協同組合等^{※2}・NPO法人^{※3}・個人事業主であること。
- 2 市内で1年以上継続して同一業種を営んでいること。(協同組合等や一部資金を除きます)
- 3 市税を完納していること。
- 4 中小企業信用保証制度の対象業種を営んでいること。
- 5 許認可等を必要とする事業においては、その許認可等を受けていること。

注：上記要件を満たす場合であっても、「平塚市中小企業制度融資要綱」の規定によりご利用いただけない場合があります(第3条第2項)。詳細は、平塚市役所産業振興課又は取扱金融機関にご確認ください。

※1 中小企業者とは、資本金、従業員数のいずれかが次の要件を満たすもの。

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業・ 情報処理サービス業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く。)		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む。)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療	—	300人以下

※2 協同組合等とは、中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、事業協同小組合、協業組合及び企業組合。また、商店街振興組合法に定める商店街振興組合。

※3 NPO法人とは、中小企業信用保険法に定める特定非営利活動法人。

融資の種類		融資の対象者	資金使途	
振興資金	① 運転資金	中小企業者・協同組合等・NPO法人	運転資金	
	② 設備資金	中小企業者・協同組合等・NPO法人	設備資金	
	③ 先端設備等 導入 支援資金	中小企業等経営強化法に基づき、市長から先端設備等導入計画の認定を受けた方	設備資金	
	④ 脱炭素設備 資金	CO2排出量が年間2%以上削減される設備を導入する中小企業者・協同組合等・NPO法人	設備資金	
経営安定化資金	⑤ 経営 サポート 資金	最近3か月の売上高又は売上総利益額が、前年同時期と比較して減少した中小企業者・NPO法人	運転資金・借換え（※） ※借換えの場合、国の借換保証制度の対象となるものに限る。また、経営サポート資金については、既往借入金に平塚市中小企業制度融資の借入金を含んでいることが要件。	
	⑥	セーフティ ネット 保証資金		中小企業信用保険法第2条第5項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者・NPO法人
		危機関連 保証資金		中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者・NPO法人
	⑦リターン アシスト 保証資金	保証付き融資の利用者で、返済条件の緩和を行っており、経営改善の具体的な計画を有している中小企業者・NPO法人	借換え	
	⑧事業承継 支援資金	金融機関等の支援を受け事業承継を5年以内に行う事業承継計画を策定、又は事業承継後5年以内の事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者・NPO法人 ※1	運転・設備資金（借換え）	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく県の認定を受けた中小企業者、又は事業を営んでいない個人 ※2				
⑨ 事業性評価 保証資金	金融機関の事業性評価に基づき、長期資金を提供することによりキャッシュフローが改善し、事業の拡大、持続的発展が見込まれる中小企業者・協同組合等・NPO法人	運転・設備資金（借換え）		
チャ レン ジ ア ッ プ 資 金	⑩ 新創業 支援資金	事業を創業しようとする方、又は創業してから5年未満の中小企業者 ※4	運転・設備資金	

融資の対象となる使途

- 1 平塚市内での事業活動に要するもの（設備であれば、市内に設置されるものが対象）
- 2 融資対象となる車両、設備等は融資申請者が所有し、かつ自らが使用するものであること（賃貸業又はこれに類する業種は除く）
- 3 資金使途が設備資金の場合は、設備等の納入・設置（登録）及びこれら設備等の設置に係る工事着工が融資申込日後に行われること
- 4 借換えが可能な資金は、資金使途に「借換え」と記載されている資金のみ

企業制度融資

令和6年4月1日現在

融資の限度額	年利率 (固定金利)	返済期間/返済方法	保証人	担保	信用保証
5,000万円	○1年以内 1.8%以内 ○1年超 2.2%以内	7年以内/割賦返済 (融資期間が1年以内のものについては一括返済も可能。1年を超える場合は6か月以内の据置期間を含む割賦返済も可能)	必要に応じて徴求する。ただし、法人の代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない ※5	必要に応じて付ける	必要に応じて付ける
5,000万円	2.3%以内	10年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
8,000万円	2.1%以内	15年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
4,000万円	2.1%以内	10年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
5,000万円	1.6%以内	10年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
8,000万円	1.6%以内	10年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
8,000万円 (別枠含む)	2.5%以内	15年以内/割賦返済			
2,000万円 (別枠含む)	1.6%以内	10年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)			
8,000万円 (別枠含む)	2.0%以内	15年以内/割賦返済			
3,000万円 (ただし、運転資金は1,000万円、設備資金は2,000万円が限度額) ※3	1.8%以内	7年以内/割賦返済 (1年以内の据置期間を含む割賦返済も可能)	必要	必要	必要

利子補給制度が利用可※

→ ※補助金の詳細は5ページ参照 ←

- ※1 金融機関、認定経営革新等支援機関又は神奈川県信用保証協会等の支援を受け、事業承継計画又は事業計画を策定する必要があります。
- ※2 経営承継準備関連保証又は特定経営承継準備関連保証に限ります。
- ※3 ⑩創業前の場合、創業資金総額の10分の1の自己資金が必要です。
- ※4 ⑩創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証に限ります。また、原則として過去に創業関連以外の融資を利用したことがある場合は対象外です。
- ※5 経営者保証ガイドラインに規定されている要件を満す場合及びスタートアップ創出促進保証を付す場合及び事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は不要です。

必要書類一覧

資金の種類に応じて、次に掲げる書類をご用意ください。※提出先は、最下段をご覧ください。

- 【資金名】 ①運転資金 ②設備資金 ③先端設備等導入支援資金 ④脱炭素設備資金 ⑤経営サポート資金
⑥セーフティネット保証資金及び危機関連保証資金 ⑦リターンアシスト保証資金
⑧事業承継支援資金 ⑨事業性評価保証資金 ⑩新創業支援資金

書類内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平塚市中小企業制度融資申込書 (資金ごとに定める申込書)	○	○	○	△	△	○	○	△	○	△
平塚市中小企業制度融資対象者確認申請書(兼貸付調書)	△	△	△	○	○	△	△	○	△	△
チャレンジアップ資金審査申請書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△
経営改善計画書、保証申込額算出表の写し	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△
事業計画書 ※1	△	△	△	○	△	△	△	○	△	○
事業性評価シート	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△
許認可等を必要とする業種は、その許可証等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財務書類等【例：確定申告、法人事業概況説明書、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、決算書(法人)、青色申告書(個人)】(写し可) ※2	△	△	△	○	○	△	△	○	△	○
市税完納証明書(写し可)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最近3か月と前年同時期の売上高又は売上総利益額の推移を証明する書類【例：月別損益計算書、月別残高試算表、売上台帳等の写し等】	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△
見積書	△	原	原	写	△	△	△	写※4	原※4	写※4
カタログ(仕様書)	△	原	原	写	△	△	△	写※4	原※4	写※4
設計図の写し(店舗新築・改装の場合)	△	○	○	○	△	△	△	○※4	○※4	○※4
設置許可証又は変更許可証の写し ※3	△	○	○	○	△	△	△	○※4	○※4	○※4

その他、必要に応じて、その他の書類提出をお願いする場合があります。

凡例 ○：必要 原：原本を提出 写：写しを提出

※1 ⑧は、事業(承継)計画書又は県知事の承認が得られている認定書(写)及び申請書類一式(写)。

※2 資本金・従業員数・業種・創立年月日・融資利用状況の確認を行います。

※3 県「生活環境の保全等に関する条例」の指定事業所における該当する機械を購入する場合。

※4 設備資金の利用がある際には必要。

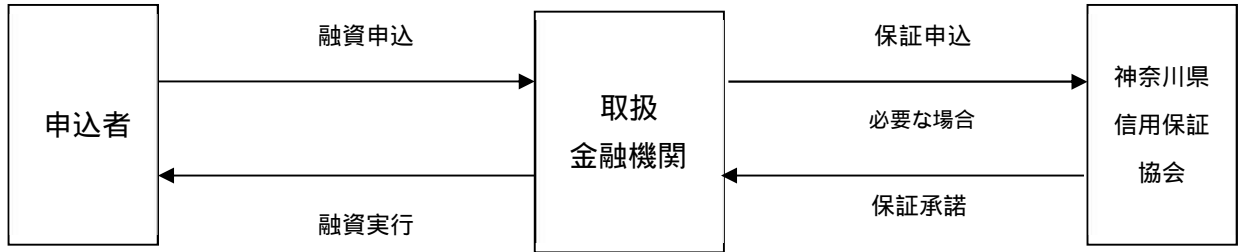
注 NPO法人の利用に関しては、平塚市役所産業振興課までお問合せください。

書類提出先

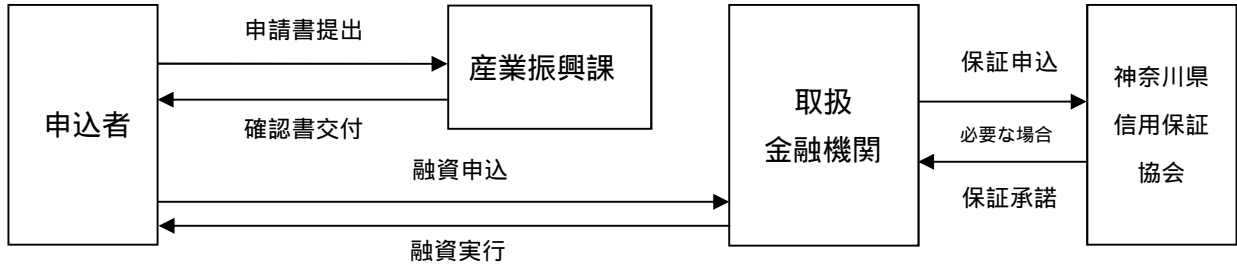
○①～③・⑥・⑦・⑨ ⇒ 各取扱金融機関 ○それ以外の資金 ⇒ 平塚市役所 産業振興課

手続きの流れ

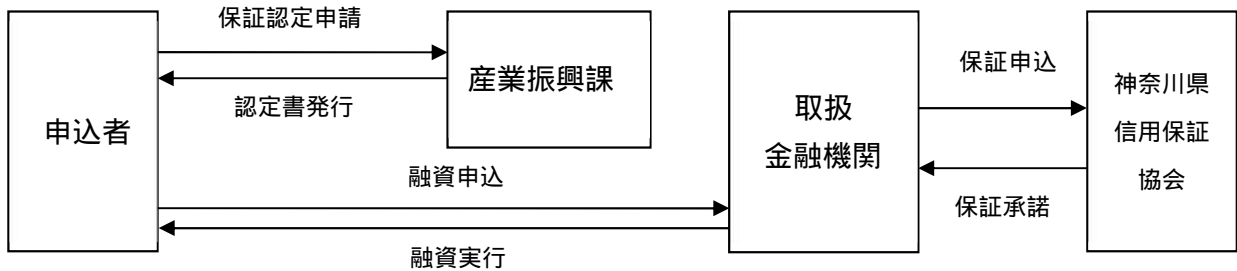
1 振興資金、リターンアシスト保証資金及び事業性評価保証資金の場合



2 脱炭素設備資金、経営サポート資金及び事業承継支援資金の場合

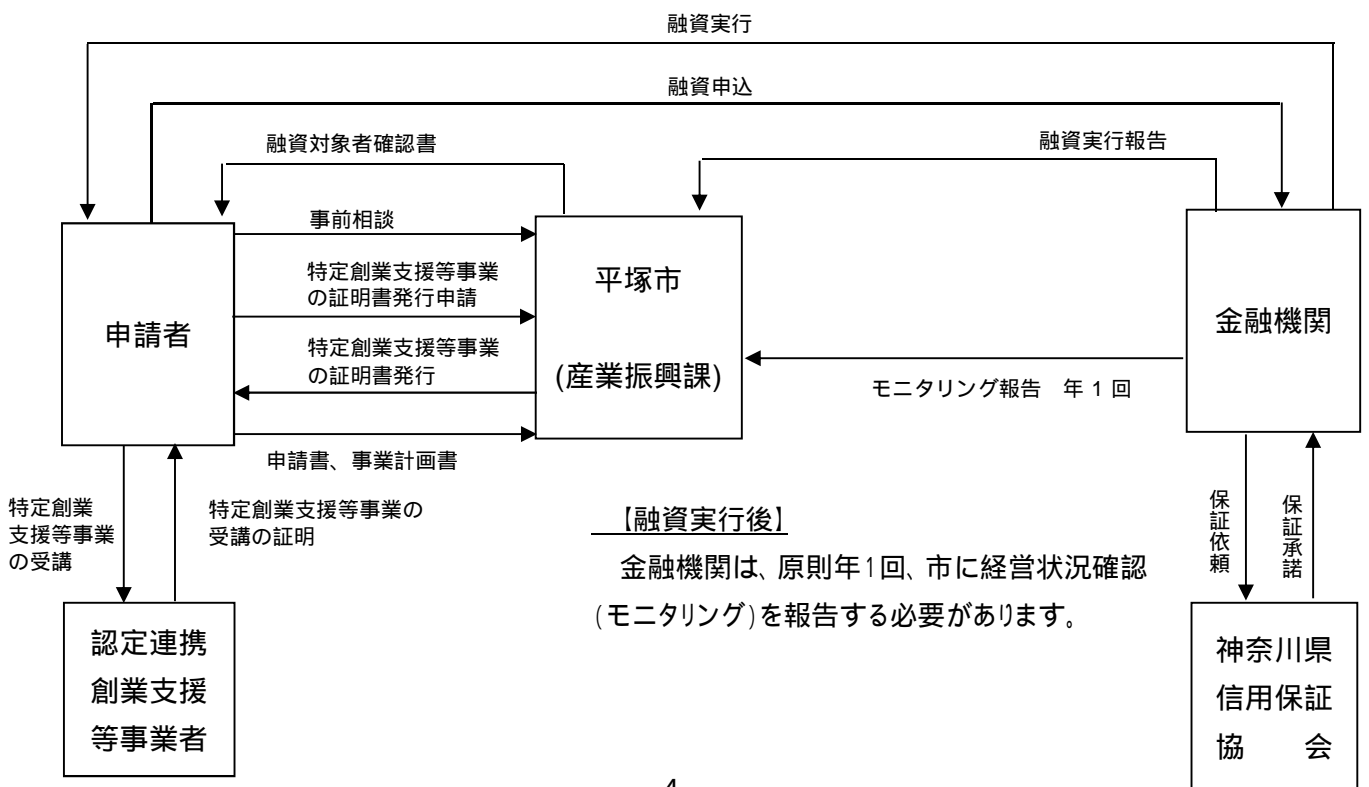


3 セーフティネット保証資金及び危機関連保証資金の場合



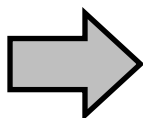
4 新創業支援資金の場合

新創業支援資金の利用を希望する場合は、**事前に金融総合案内窓口**に御相談ください。



【市の制度融資に付随する補助金制度】

利子補給制度	信用保証料補助制度																				
<p>平塚市では、市の制度融資を受けた際の借入利子に対し、一定の補助をしています。</p> <p>■対象融資と補助内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象融資</th> <th>補助内容※</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②振興資金（設備資金） ⑤経営サポート資金 ⑥セーフティネット保証資金 危機関連保証資金 ⑦リターンアシスト保証資金 ⑨事業性評価保証資金</td> <td>2分の1</td> <td>2年間</td> </tr> <tr> <td>③振興資金（先端設備等導入支援資金） ⑧事業承継支援資金</td> <td>全額</td> <td rowspan="2">3年間</td> </tr> <tr> <td>④振興資金（脱炭素設備資金）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩新創業支援資金</td> <td>全額</td> <td>融資完済まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>利子補給金及び信用保証料補助金の返還を求められ、指定された期日までに返還されない方については、新たな利子補給金及び信用保証料補助金の交付は行いません。</p> <p>※利子補給は年2回、半期ごとに行いますが、半期につき上限を12万5千円とします。また、100円未満は切り捨てとなります。ただし、セーフティネット保証資金（新型コロナウイルス感染症による4号認定のものに限ります）及び危機関連保証資金に係るものは、半期につき上限を25万円とします。</p> <p>■必要要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税を完納していること。（市民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税） 原則として引き続き市内に事業所を有し、現に営業していること。（ただし、新創業支援資金については、これから創業しようとしている方又は創業して5年未満の方も対象とします。） 	対象融資	補助内容※	補助期間	②振興資金（設備資金） ⑤経営サポート資金 ⑥セーフティネット保証資金 危機関連保証資金 ⑦リターンアシスト保証資金 ⑨事業性評価保証資金	2分の1	2年間	③振興資金（先端設備等導入支援資金） ⑧事業承継支援資金	全額	3年間	④振興資金（脱炭素設備資金）		⑩新創業支援資金	全額	融資完済まで	<p>返済能力がありながら金融信用力が乏しいために、金融機関の融資を受けることが困難な中小企業者のために、神奈川県信用保証協会がその責務を保証する制度があります。平塚市では、市の制度融資を受けた際に支払った保証料に対して、一定の補助をしています。</p> <p>■対象融資</p> <p>「平塚市中小企業制度融資要綱」に基づく融資</p> <p>■補助内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証料払込額</th> <th>補助内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下又は 新創業支援資金</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10万円超</td> <td>10万円+（払込額-10万円）×0.5 ※ 中小企業者等は25万円まで 「ひらつか創業サポーターズ」又は「平塚市イクボス宣言企業」登録事業者に対する保証料の補助については30万円まで セーフティネット保証資金（新型コロナウイルス感染症による4号認定のものに限る）及び危機関連保証資金に係るもの又は協同組合等は50万円まで ※ 100円未満の端数は切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>繰上償還をし、保証協会から保証料の還付を受けた場合、補助金の全額又は一部を返還していただきます。</p> <p>なお、指定された期日までに返還がされない方については、新たな信用保証料補助金及び利子補給金の交付は行いません。また、利子補給金の返還を求められ、指定された期日までに返還されない方についても同様に交付は行いません。</p> <p>■必要要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税を完納していること。（市民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税） 原則として引き続き市内に事業所を有し、現に営業していること。（ただし、新創業支援資金については、これから創業しようとしている方又は創業して5年未満の方も対象とします。） 	保証料払込額	補助内容	10万円以下又は 新創業支援資金	全額	10万円超	10万円+（払込額-10万円）×0.5 ※ 中小企業者等は25万円まで 「ひらつか創業サポーターズ」又は「平塚市イクボス宣言企業」登録事業者に対する保証料の補助については30万円まで セーフティネット保証資金（新型コロナウイルス感染症による4号認定のものに限る）及び危機関連保証資金に係るもの又は協同組合等は50万円まで ※ 100円未満の端数は切り捨て
対象融資	補助内容※	補助期間																			
②振興資金（設備資金） ⑤経営サポート資金 ⑥セーフティネット保証資金 危機関連保証資金 ⑦リターンアシスト保証資金 ⑨事業性評価保証資金	2分の1	2年間																			
③振興資金（先端設備等導入支援資金） ⑧事業承継支援資金	全額	3年間																			
④振興資金（脱炭素設備資金）																					
⑩新創業支援資金	全額	融資完済まで																			
保証料払込額	補助内容																				
10万円以下又は 新創業支援資金	全額																				
10万円超	10万円+（払込額-10万円）×0.5 ※ 中小企業者等は25万円まで 「ひらつか創業サポーターズ」又は「平塚市イクボス宣言企業」登録事業者に対する保証料の補助については30万円まで セーフティネット保証資金（新型コロナウイルス感染症による4号認定のものに限る）及び危機関連保証資金に係るもの又は協同組合等は50万円まで ※ 100円未満の端数は切り捨て																				



- 補助金の交付には、時期ごとに別途申請が必要です（市から通知書類を送付します）。
- 申請期間中にお手続きいただけなかった場合は、交付できませんのでご注意ください。

平塚市中小企業制度融資における借換えについて

市内事業者の経営安定と振興を図るため、資金の借換え、集約化に対応できるよう一部の資金用途に借換えを加えています。この借換えは国の借換保証制度の対象となるものに限り、(借換保証制度については、県信用保証協会までお問合せください)

1 借換えを行う場合に利用できる資金

経営安定化資金のうち、経営サポート資金、セーフティネット保証資金、危機関連保証資金及び事業承継支援資金とします。

2 借換換の対象となる既往借入金

次のいずれかの要件を満たす運転資金とします。(事業承継支援資金に借り換える場合は除きます)

市制度融資の既往借入金。ただし、県信用保証協会の保証付き融資の場合に限り、

市制度融資以外の県信用保証協会の保証付き既往借入金。ただし、市制度融資と併せて借り換える場合に限り、

市制度融資以外の県信用保証協会の保証付き既往借入金。(セーフティネット保証資金及び危機関連保証資金に借り換える場合)

3 借換換を取り扱うことができる金融機関

原則として、既存残高と同一金融機関からの取り扱いとします。

4 資金用途

借換えにより新たに借り入れる資金の用途は、運転資金のみとします。(事業承継支援資金は設備資金との併用も可能)

リターンアシスト保証資金及び事業性評価保証資金は、県信用保証協会の保証を前提としているため、上記1～4とは異なります。保証制度については、県信用保証協会までお問合わせください。

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)について

マル経融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々を支援するため、平塚商工会議所の推薦により、無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる公的融資制度です。(貸出機関は日本政策金融公庫)

融資対象者

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方
商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている方

義務納付税額(所得税・法人税・事業税・県市民税)を完納している方(納期到来分)

1年以上事業を営んでいる方

商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫(国民生活事業)の非対象業者でない方

融資条件

融資上限額：2,000万円(最小融資額10万円)

利率：日本政策金融公庫が定める所定利率

令和2年4月1日以降実行分からは平塚市の利子補給制度の対象です(24月)

平塚商工会議所の経営指導員によるモニタリングを受ける必要があります。

申込・問い合わせ先

お申込みにあたっては、平塚商工会議所の経営指導員による経営指導を受ける必要があります。

詳細につきましては、平塚商工会議所中小企業相談所

(0463-22-2511・0463-22-2512)までお問合わせください。

お問合せ・相談窓口

平塚市 金融総合案内窓口

開設時間：9：30～12：00、13：00～16：30

電話：(0463) 23-1111 (内線) 2589

所在地：〒254-8686 平塚市浅間町9番1号(平塚市役所 本館5階)

平塚市産業振興課 (8：30～17：00) 電話：(0463) 21-9758 (直通)



振興資金 (運転資金、設備資金、先端設備等導入支援資金)、セーフティネット保証資金、危機関連保証資金、リターンアシスト保証資金、事業性評価保証資金については、次の取扱金融機関に直接ご相談・お申込みください。

横浜銀行	平塚支店 (0463) 22-2600	及び秦野支店・東海大学駅前支店・大磯支店 二宮支店・茅ヶ崎支店・寒川支店・藤沢中央支店 小田原支店
スルガ銀行	平塚支店 (0463) 21-3441	
平塚信用金庫	本店営業部 (0463) 23-1234	及び市内各支店・東海大学駅前支店・伊勢原支店
中南信用金庫	旭支店 (0463) 32-3250	及び本店営業部・市内各支店・伊勢原支店 高麗支店、厚木南支店
中栄信用金庫	平塚支店 (0463) 33-5211	及び本店営業部・市内各支店 東海大学駅前支店・鶴巻中央支店 伊勢原支店・伊勢原南口支店・愛甲石田支店 鶴巻駅前支店・秦野駅前支店
三菱UFJ銀行	茅ヶ崎支店 (0467) 85-2531	
神奈川銀行	平塚支店 (0463) 31-2981	及び高村支店・下大槻支店
静岡中央銀行	平塚支店 (0463) 54-1100	
静岡銀行	平塚支店 (0463) 22-5511	
みずほ銀行	平塚支店 (0463) 22-1761	
さがみ信用金庫	二宮支店 (0463) 72-2511	及び渋沢支店